

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例の御案内

● 条例制定の趣旨

掛川市は、2050年カーボンニュートラルを目指しています。そのため、再生可能エネルギー発電事業を更に促進していく必要があります。掛川市では、再生可能エネルギー発電事業の促進においては、地域の方々の理解と、豊かな自然環境や市民の生活環境と調和を図り、適正に進めていくことが重要であると考えています。そこで、条例を制定し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大のために必要な事項を定めました。

● 条例の対象事業

定格出力が**50kW以上**の再生可能エネルギー発電事業

◆ 定格出力

太陽光パネルや風車などの、発電設備の定格出力の合計をいいます。
パワーコンディショナーの定格出力や、電力会社との接続契約容量ではありませんので、注意してください。

● 条例の主な内容

1 市長同意（第9条、第10条）

条例対象事業を新規に行う場合は、**設備設置工事に着手する60日前までに**市長に協議し、同意を得る必要があります。

また、条例対象事業の重要な変更をする場合にも、市長に協議して同意を得る必要があります。

◆ 重要な変更

市長の同意が必要となる重要な変更とは、以下の変更をいいます。

- ・ 発電事業者の変更
- ・ 事業区域の変更（面積の増加または地番の追加を伴う場合）
- ・ 定格出力の変更（10%以上増加させる場合）
- ・ バイオマス発電に用いる原料の変更

2 抑制区域（第7条）

再生可能エネルギー発電事業の実施が周囲の自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼすと想定される区域を、抑制区域に指定します。

抑制区域内で行われる条例対象事業には、市長は原則として同意することはできませんので、事業を計画する際には抑制区域について確認の上、当該区域を避けるよう注意してください。

◆ 抑制区域

本条例では、以下の区域を抑制区域として指定しています。

- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 農用地区域※
- ・ 第一種農地※
- ・ 静岡県立自然公園特別地域
- ・ 景観形成重点地区
- ・ 保安林
- ・ 掛川市自然環境保護地区
- ・ 居住誘導区域
- ・ 重要文化財、国県市指定登録建造物・史跡名勝天然記念物が所在する区域

※…営農型太陽光発電設備の設置予定地を除く。

3 事前周知（第11条）

協議に先立ち、事業内容について地域の関係者に説明する必要があります。

なお、事業を新規に行う際の協議だけではなく、事業内容の変更に係る協議の際にも、変更内容について事前に地域の関係者に説明することを求めます。

◆地域の関係者

条例で事前周知を必須とする地域の関係者は、以下に該当する方々となります。

なお、事業の内容に応じて、その他の方にも事前周知を積極的に行うことが望めます。

- ・事業区域に隣接する土地や家屋等の所有者・管理者
- ・事業区域の自治区の代表者

4 事業進捗に応じた届出（第12条）

事業者は、以下の行為を行おうとする場合には、その**14日前までに**（⑤については、完了後速やかに）、市長に届け出る必要があります。

- ① 再生可能エネルギー発電設備の設置工事の着手
- ② 再生可能エネルギー発電設備の発電の開始
- ③ 再生可能エネルギー発電設備の発電の終了
- ④ 再生可能エネルギー発電設備の撤去工事の着手
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備の撤去工事の完了

5 適正管理（第13条）

事業者は、周囲の自然環境・生活環境に支障を及ぼさないよう、再生可能エネルギー発電設備や事業区域の土地を、適正に管理しなければなりません。

また、万が一被害が発生したり、発生する可能性が高くなったりした場合には、被害を抑えるために必要な措置を講じるとともに、市や自治区の代表者に報告することを求めます。

6 指導・勧告・公表（第15条、第16条）

周囲の自然環境・生活環境を保全するために必要なときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業について指導を行います。

また、この指導に正当な理由なく従わなかったり、本条例に違反したりした事業者に対しては、その状態を是正するよう勧告を行います。

この勧告に正当な理由なく従わなかった場合には、事業者名等を公表します。また、公表の一環として、国への情報提供を行います。

◆本条例と再エネ特措法（FIT法）との関係

再エネ特措法に定める固定価格買取制度（FIT制度）においては、再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む）の遵守を認定基準としており、この基準に違反した場合にはFIT認定の取消処分が行われる可能性があります。

～条例の詳細や各種様式については、掛川市のホームページをご覧ください～

<https://city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/542248.html>

こちらのQRコードからもアクセスできます⇒



【問い合わせ先】

掛川市環境政策課環境政策係

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1

TEL：0537-21-1218 E-mail：kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp